令和5年度年間標準監視指導回数 (旧法上の許可業種)

	(旧法上の許可業種)				
監視指導回数	業種等区分				
	食肉製品製造業				
	乳処理業				
2 回以上/年 (Aランク)	集団給食施設(学校給食のうち共同調理場方式の施設に限る。)				
(A) > 9)	輸出食品取扱認定施設				
	前年度に行政処分を受けた、又は収去検査で違反のあった施設				
	飲食店営業(旅館(旅館・ホテル)、仕出し、弁当屋及び大型飲食店並びにすし店、料亭、				
	宴会場、結婚式場に限る。)				
	菓子製造業(回転焼きのみ、仮設移動営業、実演販売営業及び自動車による営業を除く。)				
	あん類製造業				
1回/年 (Bランク)	食肉処理業				
	食肉販売業(生食用食肉を取り扱う施設に限る。)				
	魚肉練り製品製造業				
	そうざい製造業				
	鶏卵取扱い施設(GPセンターに限る。)				
	前年度に自主回収を行った施設				
	飲食店営業(日本料理店、西洋料理店、中華料理店、東洋料理店、委託給食、調理パン、パントリー及びセントラルキッチンに限る。)				
	特別牛乳搾取処理業				
	アイスクリーム類製造業				
	乳製品製造業				
	集乳業				
1回/2年	乗れ乗 乳類販売業(Eランク監視施設を除く。)				
(Cランク)	魚介類せり売営業				
	清涼飲料水製造業				
	乳酸菌飲料製造業				
	氷雪製造業(自動販売機を除く。)				
	めん類製造業				
	新営業許可業種のうち、許可取得までの経過措置期間の施設				
	飲食店営業(一般食堂、自動車による営業、そうざい及び旅館(簡易宿所・風俗関連・下宿				
	に限る。)に限る。)				
	食肉販売業(B及びEランク監視施設を除く。)				
	魚介類販売業(包装魚介類のみを除く。)				
	菓子製造業(自動車による営業・回転焼きのみ(仮設移動営業、実演販売営業を除く。)に				
	限る。)				
	食品の冷凍又は冷蔵業(保管業を除く。)				
	食品の放射線照射業				
1回/3年	食用油脂製造業				
(Dランク)	マーガリン又はショートニング製造業				
	醬油製造業				
	みそ製造業				
	ソース類製造業				
	酒類製造業 				
	豆腐製造業				
	納豆製造業				
	添加物製造業				
	缶詰又は瓶詰食品製造業 ためまた。 ためまた。 たまれ、 たまにませ、 たまにませました。 中央は、 たまにませました。 たまにませます。 たまにままにませます。 たまにままにませます。 たまにままにままにままり。 たまにままにままにままにままり。 たまにままにままり。 たまにままにままにままにままり。 たまにままにままにままにままり。 たまにままにままにままにままにままにままにままにままり。 たまにままにままにままにままにままにままにままにままにままにままにままにままにま				
	飲食店営業(そば・うどん店、軽食・喫茶店、自動販売機、仮設移動営業、実演販売営業及びその他の飲食店営業(バー・キャバレー、ナイトクラブ、スナック、酒場、ビアホール、				
1回/5年 (Eランク)	こっての他の飲食店営業(ハー・ギャハレー、ディドグラブ、ステッグ、酒場、ピテホール、				
	喫茶店営業				
	安然百百未 氷雪販売業				
	東子製造業(仮設移動営業・実演販売営業に限る。)				
	乗丁級追案 (仮放移動音楽・美偶販先音楽に成る。) 乳類販売業 (自動車による営業・自動販売機・店頭販売のみに限る。)				
	食肉販売業(自動車による営業・包装食肉のみに限る。)				
	魚介類販売業(包装魚介類のみに限る。)				
	食品の冷凍又は冷蔵業(保管業に限る。)				
	氷雪製造業(自動販売機に限る。)				
	ハコみに水(ロガルルルベード)20 /				

令和5年度年間標準監視指導回数(新法上の許可業種及び届出業種)

	(新法上の許可業種及び届出業種)
監視指導回数	業種等区分
2回以上/年	食肉製品製造業
	乳処理業
	水産製品製造業のうち、以下のいずれかに当てはまる施設
	• 食品衛生管理者設置施設
(Aランク)	・施設面積が500㎡以上の施設広域流通、大量製造する施設
	集団給食施設(学校給食のうち共同調理場方式で大量調理する施設に限る。) (許可(委託)、届出
	(直営))
	輸出食品取扱認定施設
	前年度に行政処分を受けた、又は収去検査で違反のあった施設
	飲食店営業(大量調理するホテル・旅館・仕出し・弁当屋・大型飲食店)
	食肉販売業(生食用食肉を取り扱う施設に限る。)
	食肉処理業のうち、施設面積が500㎡以上の施設
	菓子製造業 (工場形態のもので、複数の販売店又は県外等へ卸す施設)
	液卵製造業
1回/年	そうざい製造業
(Bランク)	複合型そうざい製造業
	複合型冷凍食品製造業
	漬物製造業のうち、施設面積が500㎡以上の施設又は広域流通、大量製造する施設
	集団給食施設(学校給食のうち共同調理場方式(Aランク監視施設を除く。)又は自校方式の施設に限
	る。) (許可(委託)、届出(直営)) 前年度に自主回収を行った施設
	即年度に自主回収を行うに施設
	黒川知規り元り呂来 集乳業
	朱孔朱 特別牛乳搾取処理業
	食肉処理業(Bランク監視施設を除く。)
	アイスクリーム類製造業
	乳製品製造業
	清涼飲料水製造業
1回/2年	氷雪製造業(自動販売機を除く。)
(Cランク)	みそ又はしょうゆ製造業のうち、広域流通又は大量製造する施設
	水産製品製造業(Bランク監視施設を除く。)
	種類製造業
	漬物製造業のうち、低温管理を要する製品を製造する施設(Bランク監視施設を除く。)
	密封包装食品製造業のうち、広域流通又は大量製造する施設
	食品の小分け業
	鶏卵取扱い施設(GPセンターに限る。)
	飲食店営業(Bランク監視施設、仮設移動営業及び実演販売営業を除く。)
	食肉販売業 (Bランク監視施設及び自動車による営業を除く。)
	魚介類販売業
	菓子製造業(Bランク監視施設を除く。)
	冷凍食品製造業
	食品の放射線照射業
1回/3年	食用油脂製造業
(Dランク)	みそ又はしょうゆ製造業のうち、Cランク以外の施設
	酒類製造業
	豆腐製造業
	納豆製造業
	添加物製造業
	密封包装食品製造業(Cランク監視施設を除く。)
	集団給食施設(学校給食施設を除く。) (許可(委託)、届出(直営))
1回/5年 (Eランク)	飲食店営業(仮設移動営業、実演販売営業に限る。)
	調理機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業
	食肉販売業(自動車による営業に限る。)
	氷雪製造業(自動販売機に限る。)
	漬物製造業(B及びCランク監視施設を除く。)
	A~Dランク監視施設以外の届出業種

食品等の収去検査実施計画

検査内容	検体数 (予定)	項目数(予定)	対象食品 (予定)	
食品添加物、アレルギー 物質等	280	1,000	菓子、そうざい、牛乳、清涼飲料水、免肉類 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10	
細菌	400	1,000	菓子、そうざい、牛乳、清涼飲料水、魚肉練り製品、食肉製品、冷凍食品、漬物 等	
残留農薬	120	18, 000	野菜、果物、食肉	
残留抗生物質等	450	3, 000	養殖魚、鶏卵、食肉、はちみ つ、牛乳	
合計	1, 250	23, 000		